

## 情報提供ネットワークシステムを使用しない事業者向け 情報保護評価指針の要否

### 1 情報保護評価指針の検討状況

- 情報保護評価は、行政機関の長、独立行政法人等、地方公共団体情報システム機構、情報提供ネットワークシステムを使用する事業者、地方公共団体の長その他の機関及び地方独立行政法人に義務付けられるものである。
- 本サブワーキンググループでは、昨年度より情報保護評価指針案の検討を行っており、本年4月には、行政機関・独立行政法人等・機構・情報提供ネットワークシステムを使用する事業者向け指針素案の中間整理を行ったところである。
- また、地方公共団体及び地方独立行政法人については、地方公共団体の自主性及び自立性尊重等の観点から、上記の行政機関等向け指針とは別の指針を設け、本日、中間整理案を提示したところである。
- これに対し、非義務付け対象者である、情報提供ネットワークシステムを使用しない事業者が情報保護評価を任意実施するに際しては、このうちのどちらの指針に従うべきか、又はかかる者向けに特化した指針を策定すべきか、検討する必要がある。

| 義務付け対象者                 |                                                    |
|-------------------------|----------------------------------------------------|
| 行政機関の長                  | 指針                                                 |
| 独立行政法人等                 | (行政機関・独立行政法人等・機構・情報提供ネットワークシステムを使用する事業者向け)         |
| 地方公共団体情報システム機構          |                                                    |
| 情報提供ネットワークシステムを使用する事業者  |                                                    |
| 地方公共団体の長その他の機関          | 指針                                                 |
| 地方独立行政法人                | (地方公共団体・地方独立行政法人向け)                                |
| 非義務付け対象者                |                                                    |
| 情報提供ネットワークシステムを使用しない事業者 | 指針<br>(情報提供ネットワークシステムを使用しない事業者向け)<br>※その要否も含めて今後検討 |

平成24年4月  
に中間整理

本日、中間整理案  
を提示

要否検討

## 2 事業者向け指針の論点

### （１）情報保護評価の趣旨

- 情報保護評価を実施することで、マイナンバー法や個人情報保護法令、民法等の趣旨に則った適切な措置が講じられているか事前に確認することができる。また特定個人情報ファイルの取扱いの実態を透明化することで、本人その他の者の懸念を解消しうることが考えられる。
- 各情報保有機関において具体的にどのような措置が求められるかは、取り扱われる特定個人情報ファイルの内容、取扱いの状況等によって異なるものと考えられるところ、情報保護評価を実施することにより、これらのさまざまな要素を踏まえた適切な保護措置が講じられているか確認することができる。
- しかし、情報保護評価を実施するには、一定の人員及び期間が必要となる。実効的な評価とするためには、特定個人情報ファイルの内容や取扱い状況、特定個人情報ファイルを取り扱う業務、特定個人情報ファイルを保有する必要性などのさまざまな要素を踏まえた上で、特定個人情報ファイルの保護のために必要な措置、そして望ましい措置を検討する必要がある、そのためには、システムや法律、そして業務知識を有する者の参画が欠かせないほか、さまざまな状況を確認し適切な保護措置を検討するための一定の期間が必要と考えられる。  
一定の人員を配置したり一定の時間を割くことなく情報保護評価を実施しようとするれば、定型化された、通り一遍の評価書の作成につながりかねず、情報保護評価の趣旨が損なわれ、情報保護評価を実施する意味を失わせることとなる。
- そこで、マイナンバー法では、特定個人情報ファイルを保有するすべての者に情報保護評価の実施を義務付けるのではなく、義務付け対象者を限定しているところである。また情報保護評価指針素案（中間整理）では、すべての特定個人情報ファイルについて広く浅い一律の情報保護評価を実施するのではなく、情報保護評価の必要性に応じたメリハリのある仕組みとすることで、情報保護評価の実効性を確保しようとしているところである。

- 情報保護評価は、①積極的な事前対応を行うこと、そして②国民への説明責任を果たすことを目的としており、かかる趣旨から、公的機関である行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人、マイナンバーの元となる番号を生成するという重大な職務を担う地方公共団体情報システム機構、そして番号制度への関与の程度の深さ、特定個人情報ファイルの保有が個人に対して与える影響の大きさなどからこれらの機関と同様のものと考えられる、情報提供ネットワークシステムを使用する事業者が、情報保護評価の義務付け対象者とされたものである。
- 非義務付け対象者であっても、情報保護評価を任意に実施することが望ましい場合もあるものの、情報保護評価の趣旨を踏まえると、情報保護評価は、評価の必要性が高い場合、プライバシー等に及ぼす影響が大きいと考えられる場合に、任意実施することが推奨されるものと考えられる。

## **(2) 非義務付け対象者向け情報保護評価指針の要否**

- そして、非義務付け対象者が情報保護評価を任意実施する場合、非義務付け対象者は、**義務付け対象者向け指針に従って情報保護評価を実施することが可能**である。
- また、特定個人情報以外の個人情報についても情報保護評価の枠組みを利用してプライバシーに及ぼす影響を評価し、それに対する保護措置を講じることは有用であると考えられるが、非義務付け対象者向けの指針を策定しても一般の個人情報向けの指針とはならず、そうであれば、**一般の個人情報について情報保護評価を任意に実施する者にとっては、義務付け対象者向け指針を用いることと非義務付け対象者向けの指針を用いることには差異がない**のではないかと考えられる。
- また、情報保護評価は、平成24年度中に、実際の業務システムに対して試行することとされているが、試行数も多くはなく、情報保護評価制度が実際に運用開始となる、**個人番号情報保護委員会設立後**にも、実際の運用に鑑み、情報保護評価の実施の仕組み及び評価書様式の**改訂がなされる可能性**がある。
- そこで、非義務付け対象者向け指針は、平成24年度中は作成しないこととし、**情報保護評価制度の運用開始後**に、制度の状況や特定個人情報フ

ファイルの取扱い状況等を踏まえ、その作成の要否について改めて検討することとしてはどうか。

### (3) 非義務付け対象者が従うべき指針

- 非義務付け対象者が情報保護評価を任意実施する場合に、非義務付け対象者向け指針を策定せずに、義務付け対象者向け指針に従って実施するものとした場合、非義務付け対象者は、行政機関等向け指針と地方公共団体等向け指針のどちらに従うべきか。
- 地方公共団体等向け指針は、本日中間整理案が提示された段階であり、まだ検討途上ではあるものの、中間整理案では、地方公共団体等向け指針と行政機関等向け指針の相違点は、全項目評価の承認者、そして重点項目評価の点検者の点のみとしている。  
つまり、地方公共団体等向け指針素案（中間整理案）によれば、非義務付け対象者がどちらの指針に従うかによって生じる差異は、承認者・点検者のみとなる。
- そして、承認者・点検者について、行政機関等向け指針では、個人情報保護委員会が全項目評価の承認及び重点項目評価の抽出点検を行うものとされているのに対し、地方公共団体等向け指針では、個人情報保護委員会ではない第三者又は当該情報保有機関の責任者が全項目評価の承認及び重点項目評価の抽出点検を行うものとされている。
- そこで、非義務付け対象者の情報保護評価に対する承認者・点検者について考えると、非義務付け対象者が情報保護評価を実施する場合、個人情報保護委員会は、承認行為を行う法的権限がない。
- 以上から、非義務付け対象者が情報保護評価を実施する場合は、個人情報保護委員会ではない第三者又は当該評価実施機関の責任者が承認・抽出点検を行うものとし、地方公共団体・地方独立行政法人向け指針の内容如何ではあるが、非義務付け対象者は、地方公共団体等向け指針に従って情報保護評価を実施するものとしてはどうか。